

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告  
平成十七年香川県公告第六百五十三号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ田町店 高松市田町四番一〇ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要  
営業時間に店舗入口前の道路（商店街）の半分近くを来客自転車等が占拠しているため、店舗北側の横断歩道を渡る歩行者等の通行の障害となり大変危険な状態となっているので、駐輪場の確保を含め早急に改善策を検討の上、実施すること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - 1 縦覧場所  
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
  - 2 縦覧期間  
平成十八年四月十一日（火曜日）から同年五月十一日（木曜日）まで